

広報しんち

平成23年4月20日号

除く

搬入できるゴミ（分類別）

被災家屋の解体に伴う木材、

瓦、コンクリート類

【その他災害ゴミ】

駒ヶ嶺字今神地内

（新地町工業用地内・国道6号バイパス西側）

搬入できる日

毎週水・土・日曜日

避難所救護センター

町では、役場1階103会議室で、24時間対応の救護センターを開設しています。どなたでもご利用いただけますので、具合の悪い方、体調に不安のある方は無理をせず、お早めにご相談ください。

さびクギに注意！

最近、被災場所の後片付け等で、ケガをされる方が増えています。

特に、さびたクギが刺さってケガをした場合は、すぐに水で洗い流し、きちんと消毒をしましょう。また、少しでも異常を感じたら、早めに医療機関で受診してください。

回収は中止

震災の影響により延期してしまった予防接種、乳幼児健診を

◎問い合わせ

保健センター（☎ ⑥2096）

乳幼児健診を再開します

震災の影響により延期してしまった予防接種、乳幼児健診を

◎問い合わせ

【日程】

日程	予防接種・健診	受付時間	場所
4/22(金)	3か月健診	12:20~	役場 3階 正庁
4/25(月)	10か月・1歳児健診	13:00~	
5/13(金)	ポリオ予防接種	12:30~	
6/24(金)	ポリオ予防接種	12:30~	

場所が変更になる場合は広報等でお知らせします。

次の日程で再開します。各健診の対象の方には、個別通知をしていますが、連絡がない場合はお問い合わせください。

り災証明について

り災証明書は、被災した方から届出により、町が住家の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等を受ける際に必要となる書類です。

申請と発行

町では、東日本大震災で被災に遭われた方々からの「り災届出」を受け付けています。

証明書の発行は、現地調査を行ったため、時間を要する場合もありますのでご了承ください。

「り災証明書」の発行に伴う被害状況調査前に家屋を修繕される方は、被害状況がわかる

【見舞金】

100,000円（一世帯）

見舞金・弔慰金

町では、震災により被災された世帯に対し、災害見舞金・弔慰金を支給しています。対象条件などをご覧いただき、該当される方は手続をお願いします。

※3月11日現在で新地町に住民票があつた方が対象です。

総務課 (☎②2111)

日本財団からの見舞金・弔慰金

町では、震災により被災された世帯に対し、災害見舞金・弔慰金を支給しています。対象条件などをご覧いただき、該当される方は手續をお願いします。

日本財団では、震災により被災された世帯に対し、災害見舞金・弔慰金を支給しています。

総務課 (☎②2111)

申請・手続きについて

申請は6月末までを予定しています。申請をされる方は、あらかじめ左記の連絡先にお問い合わせください。

○問い合わせ

日本財団災害支援センター

☎ 090-4533-5582

現地連絡先 日本財団 梅村

該当される方は手續をお願いします。

左ページの支援金・義援金の申請受付日程表

月 日	受付時間	対象者	受付場所
4月 20日(木)	9:00~12:00	福田小学校に避難されている方	役場2階 201会議室
	13:30~16:00	尚英中学校に避難されている方	
4月 21日(木)	9:00~12:00	新地小学校に避難されている方	役場2階 201会議室
	13:30~16:00	保健センターに避難されている方	
4月 22日(金)	9:00~12:00		
	13:30~16:00		

※該当日に申請できない方、避難所以外にお住まいの方は、4月25日(月)以降に申請をお願いします（土日・祝日を除く）。受付時間は9時から16時までです。

東日本大震災

新地町被災状況

(4月19日現在)

町では、このたびの大震災により、多くの家屋が被害を受け、死亡者は91名、行方不明者は25名で、現在も581名が避難所生活を余儀なくされています。

避難所と避難者数は次のとおりです。

避難所・避難者数

避難所	避難者名簿人数
保健センター	146名
新地町谷地小屋字樋掛田40-1	
尚英中学校	47名
新地町谷地小屋字愛宕38	
新地小学校	262名
新地町谷地小屋字愛宕1	
福田小学校	100名
新地町福田字中里16	
駒ヶ嶺公民館	26名
新地町駒ヶ嶺字新町11	

※避難所は日々出入りがあり、人数は変動しています。

新地町災害対策本部 (☎②2111)

新地町義援金の受付

町では、3月11日に発生した東日本大震災による災害復旧のための義援金を受け付けています。

【義援金受付口座】

金融機関：そうま農業協同組合
新地総合支店

預金種別：普通

口座番号：1511382

口座名義：新地町会計管理者 大堀 武
(シマカイカツオウムラ タケル)

その他

通信欄等には「新地町義援金」と必ずご記入ください。

○問い合わせ 総務課 (☎②2111)

被災者生活再建支援金の受給申請を受付します

震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し被災者生活再建支援金を支給します。

対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊または住宅に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支給額

支援額は、次の2つの支援金の合計額です。

※単身世帯の場合は、支援金額の3／4の額

- (1) 基礎支援金：50・100万円
(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)
- (2) 加算支援金：50・100・200万円
(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

申請

世帯主が申請書に必要書類を添えて、災害時に住所地のあつた市町村役場に申請してください。

※「基礎支援金」は被災状況に、「加算支援金」は再建方法に応じた申請となります。

※世帯主が亡くなられている場合は、「当該世帯主に準じる者」として同一世帯員が申請してください。

※世帯員全員が亡くなられている場合は、申請することはできません。

申請期間

基礎支援金：平成24年4月10日まで（災害のあった日から13か月の間）

加算支援金：平成26年4月10日まで（災害のあった日から37か月の間）

申請に必要な書類

基礎支援金：

【全ての世帯】

- ①り災証明書
- ②住民票の写し、または外国人登録原票記載事項証明書（世帯全員のもの）
- ③振込口座の通帳、または通帳の写し

【住宅が半壊、または住宅に被害が生じやむを得ず解体した世帯】

【全ての世帯】に必要な①②③に加えて、滅失登記簿謄本、または解体証明書

【敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯】

【全ての世帯】に必要な①②③に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地修復工事の契約書等の写し）

加算支援金：

【全ての世帯】

住宅の建設および購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し

申請受付日程 右ページの日程表をご確認ください。

◎問い合わせ 総務課（☎⑥2111）

日本赤十字社・福島県義援金の受給申請を受付します

被災された方々へのお見舞いとして、県内外の多くの方々から、温かいお気持ちとともに多くの義援金が寄せられています。

この義援金を、被災により生活の基盤である住居を失った方々や、原発災害により避難または屋内退避を余儀なくされている方々に、次のとおり配分いたします。

対象被災地 福島県内全市町村

支給方法

口座振込（原則、申請者名義の口座）

※現金支給はいたしません

持参する物

- ・本人確認ができる物
(運転免許証、健康保険証など)
- ・振込先の通帳・印鑑

※住宅とは、居住していた建物のことです。（店舗や事務所などは除きます）

※住宅被害については、り災証明書で半壊以上の被害認定を受けた方が申請の対象となります。り災証明の発行をお待ちください。

◎問い合わせ 総務課（☎⑥2111）

義援金配分表

区分	申請できる方	日本赤十字	福島県
(1) 死亡された方	直系の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）	1人あたり 35万円	
(2) 行方不明の方			
(3) 東日本大震災により住宅が全壊（焼）した世帯		1世帯あたり 35万円（注）	
(4) 東日本大震災により住宅が半壊（焼）した世帯	住家に居住していた世帯の者（原則、世帯主）	1世帯あたり 18万円（注）	
(5) 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内で避難指示・屋内退避指示区域の世帯		1世帯あたり 35万円（注）	1世帯あたり 5万円（注）

（注）住宅被害（3）（4）の全半壊（焼）と、原発に係る避難指示・屋内退避（5）について、重複しての支給とはなりません。

申請受付日程

右ページの日程表をご確認ください。

軽自動車税納税証明書

有効期限の延長

広報しんち4月5日号でお知らせしたとおり、今回の東日本大震災により、町税等に関する申告および納付期限が当分の間延長されていましたが、今月発送予定の固定資産税および軽自動車税は左表のとおり納期限を変更することにしました。

証明書（継続検査用）の有効期限は平成23年4月29日までとなりますが、7月31日まで延長して使用できますので、この間に車検を予定している方は引き続き大切に保管してください。なお、紛失等の場合は税務課窓口にて再発行します。

○問い合わせ

（☎⑥2119）

固定資産税・軽自動車税等の納期限を延長します

町では、被災されたみなさま方の状況等から、すべての町民の方々を対象に、4月末までの納付期限となっていました町税等の納付期限を下記のとおり変更いたしました。なお、納税通知書の発送はそれぞれ7月15日ころを予定しています。

平成23年度 固定資産税および軽自動車税等の納期限延長

税目	期別	当初の納期・納期限	変更後の納期・納期限
固定資産税	第1期	4月1日～5月2日	7月15日～8月1日
	第2期	7月1日～8月1日	10月14日～10月31日
	第3期	10月1日～10月31日	12月15日～12月26日
	第4期	12月1日～12月26日	翌年2月15日～2月29日
軽自動車税	全期	4月11日～5月2日	7月15日～8月1日
法人町民税		4月30日	5月31日

平成22年度 町民税の納期限延長

税目	期別	当初の納期	変更後の納期
個人町民税	特別徴収 (3ヶ月分)	平成23年4月11日	平成23年5月10日
法人町民税		平成23年3月31日	平成23年5月31日

加入・脱退などに伴う 随時課税の取り扱い

3月11日および4月11日に発送を予定しておりました平成22年度分の町・県民税、国民健康保険税の納税通知書については、震災により発送を見合わせていましたが、納期限を5月31日まで延長し、5月10日頃に発送する予定です。

そのほかの町税等についても、今後変更がある場合は改めてお知らせいたします。

年金からの特別徴収

町・県民税および国民健康保険税を年金からお支払いいただいているおります特別徴収については、被災されている方のみの中止が困難なため、引き続き特別徴収で納付となりますのでご了承ください。

町税等の減免

震災により、住宅が全壊または半壊等の損害を受けられた納稅義務者については、町税等の減免制度が適用される予定です。今後国の指針や町の条例の定めるところにより被害状況に応じて実施します。手続きなど

しんち福祉会 パートタイマー調理員募集

社会福祉法人しんち福祉会では、次のとおりパートタイマー調理員を募集します。

募集人員 1名

応募資格 特になし

勤務時間

6時30分～10時30分、

15時30分～19時30分の交代勤務

試験内容 小論文および面接

試験日 5月中旬

申込方法 履歴書を持参のうえ、しんち福祉会にお申し込みください。

申込期限 5月2日(月)

○問い合わせ

社会福祉法人しんち福祉会（☎⑥5111）

郵便物の転送届

（☎⑥2119）

税務課

本県をはじめ、青森県、岩手県、宮城県および茨城県の被災地に有する事業所の方については、個人および法人町民税の納付期限が延長されています。詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

○問い合わせ

（☎⑥2119）

チューリップ祭りについて

例年開催しておりました「新地城址会 チューリップ祭り」は、震災の影響を考慮し、中止となりました。

ただし、チューリップ園（新地城址）は次の日程でオープンしており、チューリップの販売も行います。

開園日時 4月20日(水)～30日(土) 9時～17時

○問い合わせ

（☎⑥3101）

郵便局留め、あるいは転居先への転送を希望される方は、お近くの郵便局に転送届を提出してください。

町内被災世帯への郵便物は、日本郵便新地郵便局より届けられますが、不明な場合は差出人に戻されます。